

MKS会員の皆さまへ

証券診断・お見積もりは無料です

MKS団体労災総合保険制度

(法定外補償保険・使用者賠償責任保険)



建設業では平均年間**300人**（**1日当たり約1名**）が
労災事故で亡くなっています。

(2022.5.30 厚生労働省労働基準局発表資料より)



建設業	2019年	2020年	2021年
死亡者数	269名	258名	288名

気を付けていても毎日のように労災事故が発生しています！

近年会社（使用者）の「安全配慮義務違反」を理由とした訴訟
が増え、賠償金が**高額化**しています。

事業主への労災事故 損害賠償請求事例

事例 1

過労で脳に障害が残り、生涯寝たきりとなってしまった元レストラン支配人が勤務先を相手取り、**総額1億9,500万円**の支払いで和解した。

事例 2

うつ病を発症し自殺したのは**長期時間労働**が原因として、当時の勤務先を遺族が訴え、**約8,000万円**の支払いで和解した。

ご存知
ですか？

使用者賠償額

慰謝料・争訟費用・弁護士費用

は

政府労災や通常の労災総合保険（法定外補償）
では**補償対象ではありません！**

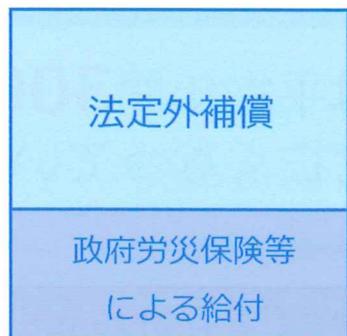
詳しくはこちら▶

2023年3月作成 22TC-103399

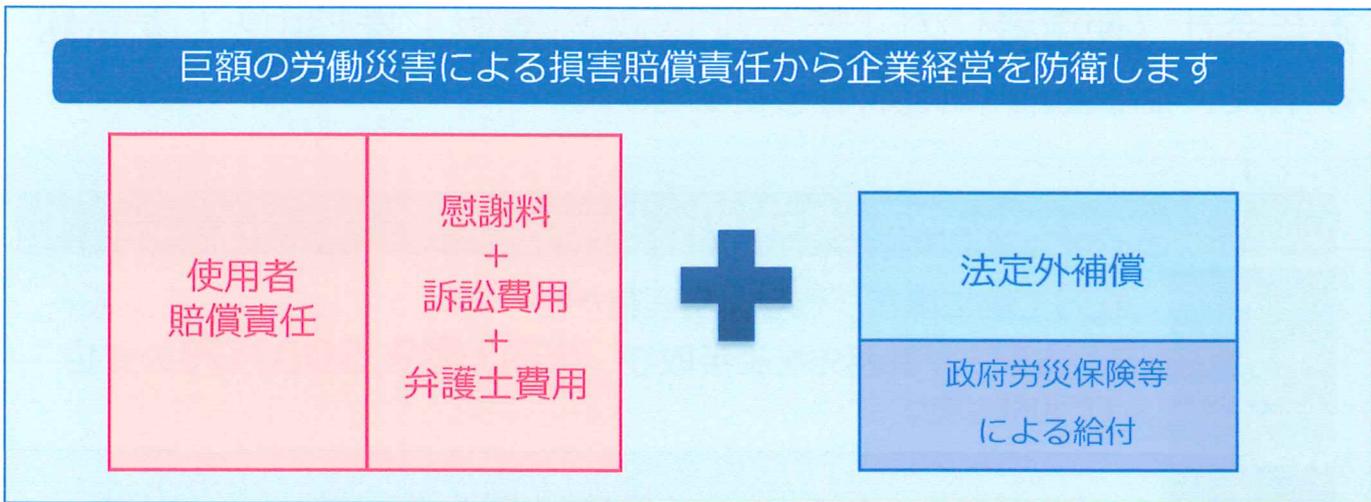
貴社の安全配慮義務違反による労災事故が発生した場合、政府労災保険等による給付額や、貴社の定める法定外補償額（弔慰金規定）を超える賠償金については、通常の労災総合保険（法定外補償）では補償対象となりません。



安全配慮義務違反による過酷な労働環境・過労・うつ病の発症等について法律上の損害賠償責任を問われた場合
 *但し貴社の定める法定外補償額までは労災総合保険の法定外補償でお支払対象となります。



【法定外補償】
 労災事故による怪我や病気等について政府労災保険等による給付に上乗せして給付する災害補償金



労災事故に関して遺族への補償、賠償費用等で大きな金銭負担が生じます。
 気を付けていても起こる労災事故によって会社が被る損害に対する準備はされていますか？

本保険制度の概要はこちら ▶

1 概要

(1) 本保険の構成

この保険は、次の2つの補償を組み合わせた保険です。いずれの保険とも政府労災保険等に加入していることが、ご加入の前提となります。

法定外補償保険

被保険者の従業員の労災事故について、被保険者が政府労災保険等の上乗せ補償を行うことによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

使用者賠償責任保険

※オプション

被保険者の従業員の労災事故について、被保険者が被災した従業員またはその遺族に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(2) 保険条件・保険料例

法定外補償保険

1名につき		
【単位】死亡・後遺障害：万円/休業補償：円		
	業務災害保険金額	通勤災害保険金額
死亡	1,000	1,000
後遺障害1級	1,000	1,000
2級	1,000	1,000
3級	1,000	1,000
4級	900	900
5級	800	800
6級	700	700
7級	600	600
8級	500	500
9級	400	400
10級	300	300
11級	200	200
12級	100	100
13級	80	80
14級	50	50

使用者賠償責任保険

※オプション

支払限度額

1名につき 2億円
1災害につき 2億円



【その他保険条件】

- ・付帯する特約： 通勤災害担保特約
 - ・業種： 35（建築事業）
 - ・保険料算出基礎数字：年間完成工事高30億円
 - ・過去の損害率による割引： 40%
- ※現在記載している割引率が実際に適用される割増引率と異なる場合がございます。

年間保険料例 **1,138,440円**

現在十分な補償額の使用者賠償責任保険にご加入されていますか？
現在のご加入内容を確認してみませんか？

ご加入内容の診断はこちら ▶

2 ご契約内容確認の流れ（本制度未加入の会員様向け）

Step.1 証券診断

代理店A.R.M.S.が会員様のご契約の証券診断をさせていただきます。会員様のご契約を分析させていただきます。**※証券診断は無料です。**

●●様 ご加入内容の診断表

1. 労災保険

		現在のご加入内容 (●●社)		MKS団体労災総合保険 ご提案①		MKS団体労災総合保険 ご提案②	
		補償内容	補償の 評価	補償内容	補償の 評価	補償内容	補償の 評価
基本契約	法定外補償 (政府労災の上乗せ)	法定外補償 死亡時1,000万円～後遺障害120万円 また以下の傷害補償あり。	○	法定外補償 死亡時1,000万円～後遺障害14級400万 円	○	法定外補償 死亡時1,000万円～後遺障害14級400万 円	○
	使用者賠償 (法定外補償の上乗せ)	500万円/1名 500万円/1災害 (死亡のみ補償)	要確認	1億円/1名 1億円/1災害	○	2億円/1名 2億円/1災害	◎
その他 保険条件	保険期間	2022/●/1～2023/●/1		2023/7/1～2024/7/1		2023/7/1～2024/7/1	
	保険料算出基礎数字 (完成工事高)	●●千円		●●千円		●●千円	
	保険金支払のスピード	政府労災の認定がおりた後にお支払い	△	政府労災の認定がおりた後にお支払い	△	政府労災の認定がおりた後にお支払い	△
	事業主・役員	24時間補償	○	補償無し(別途傷害保険を付保)	△	補償無し(別途傷害保険を付保)	△
	従業員・下請負人	業務中のみ担保	○	業務中のみ担保	○	業務中のみ担保	○
	通勤災害	要確認	要確認	あり	○	あり	○

現在ご加入の保険の補償内容について、是非この機会にご確認下さい。

Step.2 お見積りのご提出

MKS団体労災総合保険のお見積を代理店A.R.M.S.よりご案内致しますので、是非MKS団体労災総合保険へのご加入をご検討ください。

※お見積もりは無料です。

(団体保険の保険始期日は2023年7月1日～2024年7月1日ですが、中途加入も可能です。)

現在ご加入しているご契約の保険証券と約款のコピーを代理店A.R.M.S.にFAXもしくはPDFにてメールでご提出ください。

証券・約款のご提出先

【代理店】株式会社 A.R.M.S.

Tel : 03-6402-2033

Fax : 03-6402-2032

Mail : kazumasa@arms-pro.net

ishikawa@arms-pro.net

受付 : 平日9:00～17:00

担当者 : 康本・石川

3 ご加入方法（更新・新規・中途加入共通）

1 見積依頼書のFAX

別紙見積依頼書に必要事項をご記入の上、以下締切日までに下記送付先へFAXください。

2 お見積書・加入依頼書のご案内

後日、お見積書と加入依頼書をお送りしますので、ご加入をご検討下さい。

3 保険ご加入に必要な書類※1のご提出

ご加入頂ける場合は、加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、必要書類一式を以下締切日までに下記送付先へご送付ください。

- ※1
- M K S 団体労災総合保険 加入依頼書
 - 保険料算出基礎数字（年間完成工事高、平均被用者数または賃金総額）が確認できる公表資料・客観的資料
※該当資料がない場合は、保険料算出基礎数字申告書をご提出ください。
 - 災害補償規定のコピー（災害補償規定がある場合のみ）
 - 政府労災保険の「労働保険概算・確定保険料申告書」のコピー

ご申告いただいた平均従業員数、賃金総額または請負金額が把握可能な最近の会計年度の実績数字に不足していた場合には、保険金を削減することになりますのでご注意ください。

加入依頼書等送付先：一般社団法人マンション計画修繕施工協会

4 保険料のお振込

保険料※2は以下締切日までに下記保険料振込先までにお振込み下さい。

保険料振込先：三菱UFJ銀行 新橋支店
口座番号：普通 3528946
名義人：エムケイエスダンタイホケン

※2
保険料のお支払方法は
月払になります。



5 加入者証・保険約款のご送付

ご加入に必要な書類と保険料の入金を確認できましたら、加入者証と保険約款を送付させていただきます。

保険期間

2023年7月1日午後4時～2024年7月1日午後4時
【中途加入の場合】中途加入日の午後4時～2024年7月1日午後4時

見積依頼 締切日

【更新・新規加入の場合】2023年6月1日（木）まで
【中途加入の場合】ご希望の中途加入日より1ヶ月前まで
に別紙見積依頼書をFAX下さい（後日お見積書と加入依頼書等をご送付します）。

加入依頼書 提出締切日

【更新・新規加入の場合】2023年6月12日（月）まで
【中途加入の場合】ご希望の中途加入日より2週間前まで
に加入依頼書をご提出ください。

保険料入金 締切日

【更新・新規加入の場合】2023年6月12日（月）まで
【中途加入の場合】ご希望の中途加入日より2週間前まで
に上記振込先まで保険料をお振込み下さい。

4 補償内容

1 基本契約の概要

この保険は、次の2つの補償を組み合わせた保険です。いずれの保険とも政府労災保険等に加入していることが、ご加入の前提となります。

法定外補償保険

被保険者の従業員の労災事故について、被保険者が政府労災保険等の上乗せ補償を行うことによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

使用者賠償責任保険

※オプション

被保険者の従業員の労災事故について、被保険者が被災した従業員またはその遺族に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

2 契約者・被保険者・被用者

①保険契約者：一般社団法人マンション計画修繕施工協会

この保険は、一般社団法人マンション計画修繕施工協会をご契約者とし、一般社団法人マンション計画修繕施工協会の会員を被保険者とする労働災害総合保険(法定外補償保険・使用者賠償責任保険)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である一般社団法人マンション計画修繕施工協会が有します。

②被保険者（ご加入者）：一般社団法人マンション計画修繕施工協会の会員

③被用者（対象となる従業員）：

- a. 政府労災保険等の給付対象となる一般社団法人マンション計画修繕施工協会の会員の従業員です。アルバイト、臨時雇い、パートタイマーなどの従業員を含みます。
- b. 建設関係事業の場合は下請負人（事業主については政府労災保険に特別加入している場合のみ） およびその従業員についてもこの保険の対象となります。

3 保険金をお支払いする場合

法定外補償保険

●被保険者の従業員が、業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が政府労災保険等の上乗せ補償を行うことにより被る損害に対して保険金をお支払いします（通勤途上の身体の障害については、オプションの通勤災害担保特約の付帯が必要です。）。なお、保険金は、全額、被災従業員またはその遺族にお支払いいただきます（ただし、「災害付帯費用担保特約（基本型）」をオプションで付帯した場合に同特約に基づいて支払われる災害付帯費用保険金は、被災従業員またはその遺族にお支払いいただく必要はありません。）。

●業務災害、通勤災害、後遺障害等級・休業日数の認定は、政府労災保険等の認定に従います。

●傷害保険、生命保険からの保険金とは関係なく、保険金をお支払いします。

使用者賠償責任保険

※オプション

被保険者の従業員が業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。（通勤途上の身体の障害については、オプションの通勤災害担保特約の付帯が必要です）。

4 補償内容

4 お支払する保険金

法定外補償保険

ご加入にあたり、設定していただいた法定外補償保険の保険金額に従って次の保険金をお支払いします。

(1) 死亡補償保険金

被保険者の被用者が労災事故により死亡した場合は、設定した死亡保険金額

(2) 後遺障害補償保険金

被保険者の被用者が労災事故により後遺障害を被った場合は、設定した後遺障害保険金額

(3) 休業補償保険金（休業補償をセットする場合）

被保険者の被用者が労災事故により身体に障害を被り休業した場合は、賃金を受けない第4日目以降の期間に対して、1,092日分を限度として1日につき設定した休業補償保険金額

※死亡補償保険金と後遺障害補償保険金は、重複してお支払いしません。どちらか高い方の金額を限度とします。
※休業補償保険金は、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金に関係なくお支払いします。

使用者賠償責任保険 ※オプション

以下について保険金をお支払いします。

(1) 法律上の損害賠償金

被害者が労災事故により被った身体の障害について、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

(2) 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

(3) 求償権保全等費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続のために保険会社の同意を得て支出した費用

(4) 協力費用

保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

5 主なオプション

下記オプションを任意で付帯することが可能です。お見積を希望する場合は、見積依頼書にご記入下さい。

共通で付帯	①『通勤災害担保特約』 出退勤時の事故による身体の障害を補償いたします。
	②『特別加入者担保特約』 第1種特別加入者（中小事業者）、第2種特別加入者（一人親方等の自営業者の団体）を被用者とみなして補償いたします。対象とする特別加入者について、氏名・役職・職業等を加入依頼書に明記して引き受けます。
	③『災害付帯費用担保特約（基本型）』 法定外補償保険金のうち、死亡補償保険金または第1級～第7級の後遺障害補償保険金が支払われる場合に、所定の保険金（定額）を追加して支払います。たとえば、出張者が航空機事故に遭った場合の搜索・移送や社葬の費用等に保険金を充当することができます。保険金のお支払方法については、お問い合わせください。

4 補償内容

6 保険金のお支払い方法

使用者賠償責任保険

※オプション

(1) 法律上の損害賠償金

正味損害賠償金額（*）から免責金額（*）を控除してお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が限度となります。

お支払いする保険金

=

正味損害賠償金額

－

免責金額

※「正味損害賠償金額」とは、法律上の損害賠償金から次のア～エを差し引いた金額をいいます。

※「免責金額」はご契約の際に個別にご選択頂きます。

正味損害賠償金額

=

法律上の損害賠償金

－

ア+（イまたはウ）+エ

(2)争訟費用 (3)求償権保全等費用 (4)協力費用

原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし、争訟費用については、「正味損害賠償金額>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷正味損害賠償金額」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

ア. 政府労災保険等により給付されるべき金額

イ. 災害補償規程に基づき被保険者が給付すべき金額

ウ. 災害補償規程がない場合は、法定外補償保険により支払われる金額

エ. 自動車損害賠償責任保険、自動車損害賠償責任共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額

7 保険金をお支払いできない主な場合

法定外補償保険

使用者賠償責任保険

※オプション

- (1) 保険契約者、被保険者または事業場の責任者の故意
- (2) 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害（35：建築業者、38：既設建築物設備工事業は除く）
- (3) 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動および地震、噴火、津波
- (4) 石綿（アスベスト）または石綿の代替物質（それらを含む製品を含む。）の発がん性その他の有害な特性
- (5) 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 等

法定外補償保険

- (1) 賃金を受けない第3日目までの休業に対する法定外補償金（休業補償をセットする場合）
- (2) 被用者の故意または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- (3) 無免許運転または酒酔運転・麻薬等を使用して運転中に、運転している被用者本人が被った身体の障害
- (4) 被用者の故意の犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害 等

使用者賠償責任保険

※オプション

- (1) 被保険者と被用者、または第三者との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- (2) 被保険者が個人の場合に、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害
- (3) 労災保険法等により給付を行った保険者が、費用の徴収を行うことにより、被保険者が負担する金額 等

5 ご注意点【共通】

ご加入の際のご注意

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<補償の重複に関するご注意>

- ・補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他に有る場合は、補償が重複することがあります。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額（法定外補償保険においては「法定外補償金額」）から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものになります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp>）



0570-022808（通話料有料）

※ IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

ナビダイヤル

<受付時間>

平日の午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

5 ご注意点【共通】

もし事故が起きた時は

被用者が業務上の事由（通勤災害担保特約をセットした場合には通勤を含みます。）により身体障害（災害）を被ったときは、遅滞なく、災害発生の日時・場所、災害の状況、被災した被用者の住所・氏名、身体障害の程度、「使用者賠償責任保険」においては、受けた損害賠償請求の内容、その他の必要事項について、事故報告書で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますよう、お願い申し上げます。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置さください。

なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

このご案内書は、労働災害総合保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。労働災害総合保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりお渡ししております保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく保険会社までお問い合わせください。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください

<お問い合わせ先>

【取扱代理店】株式会社 A.R.M.S.

TEL : 03-6402-2033

FAX : 03-6402-2032

<受付時間> 平日 午前9時～午後5時

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

MAIL : MAIL1711@tmnf.jp

担当課：本店営業第二部 営業第一チーム